

# 試験等の注意事項及び不正行為について

専門教育科目等の筆記試験やレポート等の課題の提出にあたっては、以下に示す不正行為は絶対に行わないでください。また、筆記試験時の注意事項は厳守してください。

筆記試験及びレポート等において万一不正行為が確認された場合は、懲戒処分の対象となり、厳正な処置がとられます。不正行為は、学生としての本分に反する行為であり、結果として多大な不利益を被るのは自分自身であることをよく認識のうえ、試験等に臨んでください。

## < 筆記試験時の注意事項 >

1. 監督教員の指示に従い、不正行為は絶対に行わないこと。
2. 試験室の前列から順に着席する。
3. 試験中は「学生証」を机上に提示する。
4. 筆記用具以外 (特にスマートフォン、スマートウォッチ等の携帯端末やウェアラブル端末、紙片等) は机上に置いたり、身に着けたりせず、鞆等にしまう。その際、電子機器類は電源を切る。辞書等は許可された場合のみ使用できる。
5. 下敷きは、監督教員の許可があった場合のみ使用できる。

## < 不正行為とは >

### 【筆記試験】

- (1) 本人に代わって受験する、または受験させること。
- (2) 試験中に許可されていない教科書・辞書・参考書・ノート・メモ等を見ること。
- (3) 他人の答案を覗くこと、または他人に答案を見せたり解答を教えたりすること。
- (4) 答案を他人と交換すること。
- (5) 監督教員が鞆等に収納するよう指示したスマートフォン、スマートウォッチ等の携帯端末やウェアラブル端末、紙片等を、机上に置いたり身に着けたりすること。
- (6) 監督教員の指示に従わず公正な試験を妨げる行為。
- (7) その他、上記と同等の行為と判断される行為。

### 【レポート等】

- (1) 剽窃・盗用：例) 意図的に出典を明示せずに自身又は他者の著作物等を引用することや、他の学生のレポート内容をそのまま利用すること。
  - (2) 捏造：例) 存在しない実験結果やデータなどを作り上げることや、実在しない文献・文章を引用(架空引用)すること。
  - (3) 改ざん：例) 資料や過程を故意に操作し、結果等を真正でないものに加工すること。
  - (4) その他、学修成果を評価する妨げになることを理由に、授業担当教員が禁止している行為。
- 注) 生成AIの利用の可否については担当教員の指示に従うこと。